



今月のテーマ

秋の全国交通安全運動が始まります



概要

依然として高齢者の交通事故被害が目立つだけでなく、今年は未就学児童の悲惨な交通事故が発生し、社会問題となりました。高齢ドライバーによる重大事故も多発しています。

交通安全運動では、多発する高齢者事故防止と秋口における日没時間の急激な早まりなどを考慮し、次の5つの全国重点を定めています。

運動期間

令和元年9月21日(土)から30日(月)までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(月)

全国重点

- ① 子供と高齢者の安全な通行の確保
- ② 高齢運転者の交通事故防止
- ③ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 飲酒運転の根絶



事業用自動車の安全確保

事業所では、交通安全運動の機会をとらえて、横断歩道における歩行者保護の徹底、薄暮早目の点灯、シートベルトの着用チェック、飲酒運転根絶に向けた運転者教育、点呼時におけるアルコール検知器の使用徹底などに取り組ましましょう。

また、「子どもと高齢者を守る運転」などをテーマにして、運転者にグループ討議を実施してもらい、話し合いをもとに安全運転目標を考案して社内に掲示するなど、子どもと高齢者を守る意識を高める取組みを進めましょう。

国土交通省でも、交通安全運動を踏まえて以下のような方針を広報しています。これらを参考に安全運行に取り組ましましょう。

事業用自動車総合安全プラン2020を踏まえた事業用自動車の安全運行の徹底

- ① 「運転者の健康管理マニュアル」に基づき、運転者の疾病状況、薬品服用状況等を把握し、健康異常が認められた場合は交替させる等、運転者の体調急変に伴う事故を防止する
- ② 日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態を確認し、適切な運行指示を行う
- ③ 運転中に携帯電話の通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう徹底する
- ④ 適性診断の結果も活用し、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させる
- ⑤ 飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導・監督を適切に実施する
- ⑥ 覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底する
- ⑦ 夕暮れ時の早めの点灯、暗い道等での上向きライトへの切替の励行
- ⑧ 車高、視野、死角、内輪差、制動距離等車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底する
- ⑨ 進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめミラー等により安全を十分に確かめるとともに、後退警報装置や左折警報装置などを備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導する



発行者

上杉行政書士事務所 代表 上杉 麻美
神奈川県横浜市旭区左近山16-1 1-30-806
TEL&FAX 045-442-3592

行政書士法人シグマ 代表社員 阪本 浩毅
東京都中央区銀座一丁目13番1号
ヒューリック銀座一丁目ビル4階
TEL 03-6868-7256 FAX 03-6800-3604

ご用命・ご相談がございましたらお気軽にお問合せ下さい

一般社団法人 運輸安全総研トラバス
Mail tb@trubus.org ホームページ <http://trubus.org/>

トラ
バス